

Web セミナー【前半】

令和 8 年改正個人情報保護法

「基本的な考え方①～③」で 何が決まる？

【前半】データ利活用とリスク対応の新ルール — 統計作成等の特例・本人同意の例外・連絡可能個人関連情報・特定生体個人情報・16 歳未満の者の保護

統計作成等の特例

本人同意の例外

連絡可能個人関連情報

特定生体個人情報

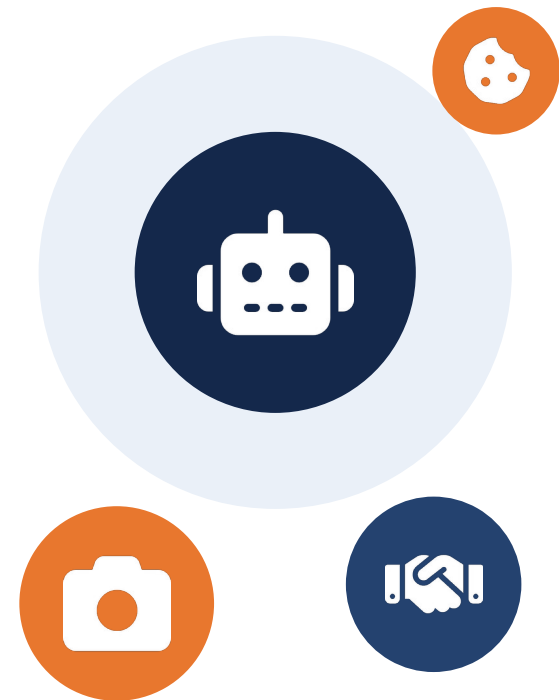
16 歳未満

弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士 渡邊 雅之

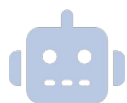
個人情報保護委員会事務局
「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方」①～③
(2026 年 9 月 16 日・10 月 1 日・10 月 14 日)を基に作成
2026 年 10 月

※ 本資料は令和 8 年改正法(令和 8 年法律第 56 号)及び個人情報保護委員会事務局「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方」等に基づく一般的な情報提供です。「基本的な考え方」は方向性であり、政令・規則の条文は今後の意見募集を経て定められます。



まず 3 問、○か × か考えてみてください

①



統計作成等の特例を使えば、AI 開発のための他社データを「公表するだけ」で同意なく受け取れる

○? ×?

②



家族がまとめて予約したホテルに、同行者の氏名を渡す。これも同意不要になる方向だ

○? ×?

③



店の入口に「顔認証カメラ作動中」と貼っておけば、改正後もそれで足りる

○? ×?

答えは各 PART の最後で明かします

前半のポイントは、この 3 つです



統計作成等 (AI 開発)

入口は開くが
「条件付き」

3 つの担保措置と、検索で見
つかる公表がセット。欠ければ
特例は使えない



本人同意の例外

同意不要は
「自明な場合」だけ

規則で広い例外は書かれな
い。家族予約・3D セキュアな
ど類型を絞って追加



連絡可能個人関連情報ほ
か

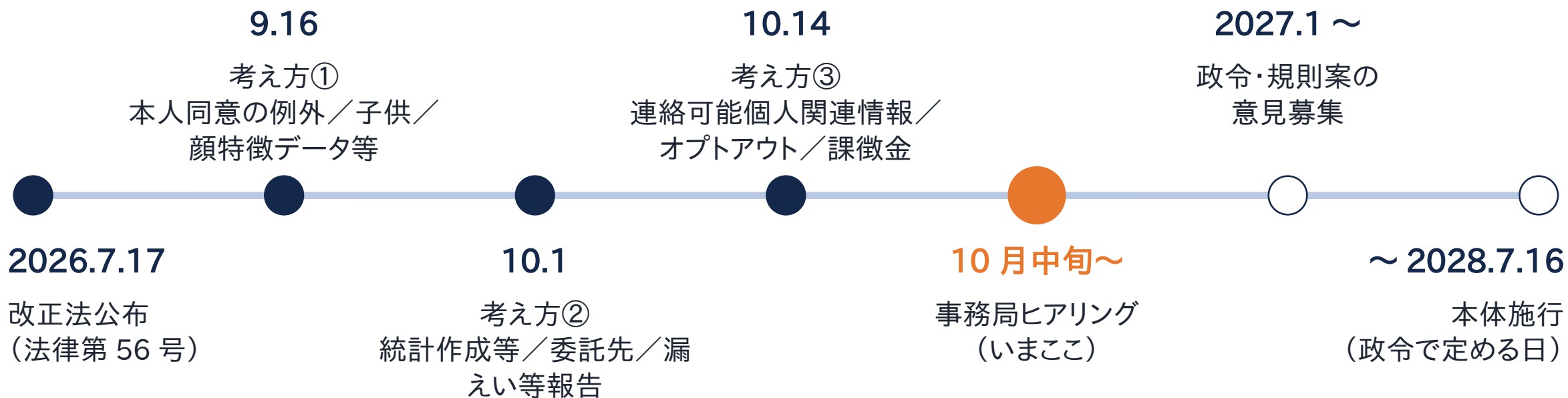
「識別」から
「到達」と「顔」へ

氏名がなくても本人に届く情
報、気付かれずに取られる顔
特徴データ等、そして子供に
新ルール

POINT

使えるルートは増える。ただし「条件」と「記録」で説明できることが前提

いまはどの段階か — 法律は確定、中身を詰めている



罰則関係等の一部は **2027 年 1 月 17 日** に先行施行

POINT

法律は確定済み。いま決まりつつあるのは「政令・規則の中身」

法律・政令・規則・ガイドラインの関係

法律
国会

令和 8 年法律第 56 号。義務・特例・課徴金などの「骨格」

政令
内閣

施行令。例：特定生体個人情報の対象、課徴金の算定方法・対象外

委員会規則
個人情報保護委員会

施行規則。例：統計作成等の要件・公表方法、委託契約の事項、本人確認の方法

ガイドライン・Q&A
個人情報保護委員会

解釈と具体例。例：「相当の理由」「相当の注意」の考え方

 法律・政令・規則は「法令」。ガイドラインは解釈指針だが、「しなければならない」事項に従わないと **法違反と判断される可能性**

POINT 「基本的な考え方」= このうち **政令・規則の中身の方向性** を示したもの

「基本的な考え方①～③」とは何か

回	委員会(2026年)	主なテーマ	本セミナー
①	9月16日(第369回)	本人同意の例外／子供の個人情報／顔特徴データ等(＋安全管理措置 GLの見直し)	PART 3・5・6
②	10月1日(第370回)	統計作成等の特例／委託先の規律／漏えい等報告・本人通知	PART 2
③	10月14日(第372回)	連絡可能個人関連情報／オプトアウト制度／課徴金	PART 4

 法律は2026年7月17日公布で **確定済み**。「基本的な考え方」は政令・規則の **設計図** で、条文は意見募集(2027年1月～)を経て確定

POINT 「～としてはどうか」という方向性の提示。条文そのものではない

前半は PART1 ～ 6、後半は PART7 ～ 11

前半(本日)

PART 1	改正の全体像	
PART 2	統計作成等(AI 開発)	②
PART 3	本人同意の例外	①
PART 4	連絡可能個人関連情報	③
PART 5	特定生体個人情報	①
PART 6	16 歳未満の保護	①

後半

PART 7	委託先の規律	②
PART 8	漏えい等・安全管理	②
PART 9	オプトアウト制度	③
PART 10	課徴金	③
PART 11	実務対応と日程	

①②③ = 対応する「基本的な考え方」の回

PART 1

改正の全体像

入口を開け、出口を強くする

ここで分かること

今回の改正は「規制強化」？
それとも「規制緩和」？



個人情報・個人データ・保有個人データ

個人情報(2条1項)

個人データ(16条3項)

データベース等を構成する個人情報

保有個人データ(16条4項)

開示・訂正・利用停止等の権限を事業者が持つもの



個人情報にかかる主なルール

利用目的の特定・通知、適正取得(17～21条)



個人データにかかる主なルール

安全管理措置・第三者提供の制限(23～30条)



保有個人データにかかる主なルール

開示・訂正・利用停止等の請求(32～39条)

POINT

どの段階の情報かで、かかるルールが変わる(入れ子の関係)

要配慮個人情報と個人関連情報



2条3項

要配慮個人情報

- 人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪被害の事実等
- 取得には原則として**本人同意**が必要（20条2項）
- オプトアウトによる提供は不可（27条2項）
- ▶ PART 2（統計作成等の特例）



2条7項

個人関連情報

- 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の**いずれにも当たらないもの**
- 例：Cookie・閲覧履歴・位置情報・属性
- 提供先で個人データになるなら本人同意の確認（31条）
- ▶ PART 4（連絡可能個人関連情報）

POINT

連絡可能個人関連情報は、この「個人関連情報」から危険な類型を切り出したもの

「同意」が必要になるのは、この 3 つの場面



場面① 18条

目的外利用

特定した利用目的の範囲を超えて取り扱うとき



場面② 20条2項

要配慮個人情報の取得

病歴・信条・犯罪歴などを取得するとき



場面③ 27条・28条

第三者提供

個人データを他の事業者・外国の第三者に渡すとき

 第三者提供の既存ルート:**オプトアウト**(27条2項)／**委託・事業承継・共同利用**は「第三者」に当たらない(27条5項)

POINT 改正は、この 3 場面に新しい「同意なし」ルート(統計作成等・本人同意の例外)を加える

入口を開け、出口を強くする



入口: 使えるルートを増やす

データ利活用の推進

- 統計作成等の特例 (30 条の 2・31 条の 3)
- 本人同意の例外の新設・拡張
- 委託先の義務免除 (58 条の 2)



出口: 逸脱には重い責任

執行・制裁の強化

- 連絡可能個人関連情報の不適正利用禁止 (31 条の 2)
- オプトアウトの提供先確認 (27 条 7 項)
- 課徴金 (148 条の 3 以下)・罰則強化
- 本人通知・公表まで命じる命令 (148 条)

POINT

緩むのは「同意」だけ。代わりに公表・目的限定・制裁で縛る

あなたの会社のどこに当たるか



AI・データ分析

▶ PART 2 統計作成等の特例



予約・決済・送金

▶ PART 3 本人同意の例外



広告・営業リスト

▶ PART 4 連絡可能個人関連情報

▶ PART 9 オプトアウト制度



店舗・入退室カメラ

▶ PART 5 特定生体個人情報



クラウド・生成 AI

▶ PART 7 委託先の規律



インシデント対応

▶ PART 8 漏えい等報告

▶ PART 10 課徴金

POINT

法務だけの課題ではない。マーケ・情シス・総務・人事・IR が正面から当たる

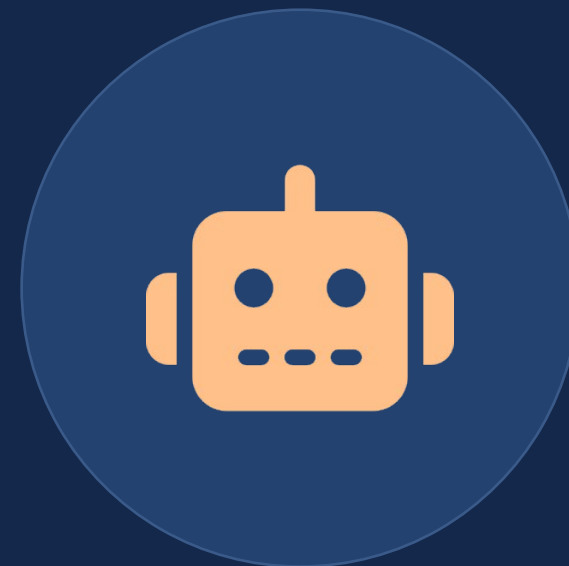
PART 2

統計作成等の特例

AI 開発等を含む(2 条 13 項・ 30 条の 2・ 31 条の 3) [基本的な考え方②]

ここで分かること

AI 開発で「同意なし」が使えるのは、
どんなとき?



現行法では、どこが壁だったのか



壁①

Web 公開情報の収集

混ざる病歴等（要配慮個人情報）の取得に本人同意が必要（20条2項）



壁②

他社データで学習

第三者提供に本人同意が必要（27条1項）。後から同意を取るのは非現実的



壁③

委託構成の限界

委託元のためにしか使えない。複数の委託元データの横断分析も不可

POINT

統計情報そのものは規律外。壁は「素材」を同意なく集められないこと

同意が不要になる 2 つの場面

① 取得(30条の2第1項)



公開情報



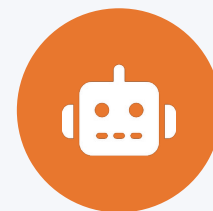
取得する事業者

現に公開されている要配慮個人情報を、同意なく取得(20条2項の例外)

② 提供(30条の2第5項)



提供元 A 社



提供先 B 社

統計作成等を行う第三者へ、同意なく提供(18条・27条1項の例外)

i 共通の条件: 統計作成等の目的で取り扱う必要+公表(提供は書面合意も)

POINT 「同意」に代えて「公表」と「合意」を軸にした制度

「統計作成等」＝個人に戻らない分析

要素	OK の方向	NG の方向
大量の情報を対象	10 万人分の購買傾向の分析	1 人の信用力の判断
傾向・性質を作る	年代別・地域別の傾向、汎用 AI モデル	個人プロフィール・個人スコア
おそれが少ない(規則)	3 つの担保措置を講じた分析	本人に働きかけて反応を集める手法

 AI 開発は 工程・出力ごと に判断 汎用モデルの開発 ○／採用候補者の個別スコアリング ×

POINT 「AI だから対象」「集計だから安全」ではない。要件で一つずつ判定する

入口は広がるが、出口は厳しい

1

公表の継続

変更は原則事前公表(2・3・6・7項)

2

範囲外の実扱い禁止

公表した内容に必要な範囲まで(4・9項)

3

第三者提供の禁止

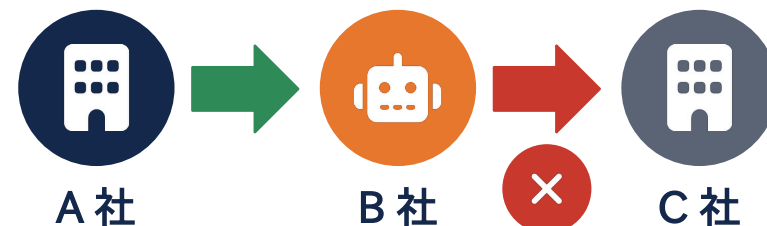
委託・共同利用等は可(10～12項)

4

安全管理等の準用

従業者・委託先の監督も(14項)

再提供(A→B→C)は不可



A→B : 特例で提供できる

B→C : 同じ特例での再提供は不可
(30条の2第5項ただし書)

POINT

同意なしで入れる代わりに、出口は通常の第三者提供より厳しい

規則で決まるのは、この 4 つ



2 条 13 項

「統計作成等」の要件

定義そのものの委任。満たさなければ特例は使えない



30 条の 2 第 1 項・2 項・5 項 1 号・7 項

公表の方法・公表事項

検索で見つかる公表、5 つの観点



29 条 1 項・30 条 3 項

第三者提供時の記録事項

従来の 5 項目+特例の 5 項目



30 条の 2 第 5 項・13 項

越境移転の体制

対象を個人に関する情報全般へ

POINT

㊦は定義の委任。要件を欠けば「統計作成等」に当たらない

3つの「担保措置」を講じた行為だけが対象



担保措置 ①

目的外利用・
第三者提供の防止

統計作成等に必要な範囲を超えた利用・提供を防ぐ



担保措置 ②

漏えい等の防止・
安全管理

統計情報・AIモデルからの「復元」の防止を含む



担保措置 ③

不要データの
削除

作成に使う必要がなくなった個人情報等を削除



PETs 等の措置を リスク評価に基づき実施し、記録 する

POINT

措置が欠ければ「統計作成等」に当たらず、同意なき取得・提供は違法になり得る

本人に「働きかける」手法は対象外に



なぜ除外？

特例の前提は「個人の権利利益に**直接的な影響**が生じない」こと



逆方向の歯止め

附帯決議：統計作成等の概念を狭く解釈しすぎないこと

POINT

除外の軸は「個人に直接影響を及ぼすか」。その他の除外対象は意見募集中

「検索で見つかる公表」が求められる

https://www.example.co.jp/statistics-notice

統計作成等に関する公表

- 事業者の名称・住所
- 対象となる情報の内容
- 統計作成等の内容
- 提供先・取扱予定期間
- 苦情の申出先

 キーワード: 統計作成等



1 ページに全部



クローल防止をしない



特定のキーワード



必要な期間をおく

POINT

ポリシーの奥に埋もれた公表は不可。robots.txt 等の設定も点検

何を公表し、どう変えられるか

公表事項：5つの観点

- 1 取得者・提供元・提供先の事業者
- 2 対象となる情報の内容
- 3 取得・提供行為の内容
- 4 提供先が行う取扱い
- 5 本人の権利行使に必要な事項

実質的な事項の変更

統計作成等の内容など

→ **提供元・提供先の双方の事前公表**が必要（30条の2第7項）

形式的な事項（簡易な変更）

名称・住所・代表者、苦情の申出先、取扱予定期間など

→ 速やかな公表で変更可（同項ただし書）

POINT 提供元が公表に応じない限り、提供先は統計作成等の内容を変えられない

記録は「従来の 5 項目＋特例の 5 項目」

従来と同じ項目	特例ならではの項目
提供した年月日	行おうとする統計作成等の内容
提供元・提供先の名称・住所等	提供先が講じる担保措置の概要
本人を特定するに足りる事項	特例の合意・公表が行われている旨
提供された個人データの項目	提供先に対する苦情の申出先
(提供先)取得の経緯	提供先の取扱予定期間



必要事項を記載した **契約書**で記録を代替 することも可

POINT 記録は開示請求の対象。本人が違法な取扱いを把握する手がかりになる

渡す前に確かめること、海外に渡すときのこと



提供元のチェック

「必要がある場合」だけ提供

- 侵害リスクの高いデータは不可
- 氏名等の不要項目まで渡さない
- 合意で確認・記録: 作る統計情報・必要な項目・体制



論点 7 ㊦ 越境移転

外国の提供先には体制を

- 対象を「個人データ」から**個人に関する情報全般**へ
- 特例でも 28 条の越境移転規制は重ねて適用
- 海外の AI 拠点・クラウドはスキームを見直す

POINT

「全部渡しておけば安心」は逆効果。必要な項目に絞って渡す

担保措置を支える PETs — 4 段階のガードレール



POINT PETs の導入記録は「復元防止」と「相当の注意」の証跡になる

データを「渡す」3つのルート

第三者提供

27 条 1 項



A 社



B 社
自社の目的で

原則として**本人同意**が必要

委託

27 条 5 項 1 号・25 条



A 社



委託先
A 社のために

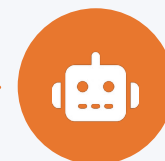
「第三者」に当たらず同意不要。
A 社が**監督**

統計作成等の特例提供

30 条の 2 第 5 項 (新設)



A 社



B 社
統計作成等だけ

同意不要。代わりに**公表+書面
合意**

POINT

分かれ目は「誰のために」使うか。まず委託で整理し、委託で説明できない共同分析に特例を使う

× 「公表するだけ」では足りない



1 統計作成等のためだけに使う

目的外利用・第三者提供の禁止

2 3つの担保措置を講じ、記録

リスク評価に基づく。PETs 等

3 働きかけ手法は使わない

本人の反応データを集める手法は除外

4 検索できる形で公表

提供の場合は書面合意も

POINT 一つでも欠ければ、同意なき取得・提供は違法になり得る

PART 3

本人同意の例外

18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号〔基本的な考え方①〕

ここで分ること

「同意を取るまでもない」場面は、
どこまで広がる？



もともとある例外と、改正で加わる例外

例外（18条3項・20条2項・27条1項の各号）	現行	改正後
法令に基づく場合	○	○
人の生命・身体・財産の保護に必要	同意取得が困難なとき	+その他相当の理由があるとき
公衆衛生・児童の健全な育成に特に必要	同意取得が困難なとき	+その他相当の理由があるとき
国の機関等への協力	○	○
学術研究目的	○	医療機関等を含むことを明示
契約の履行／本人の意思に反しないことが明らか	—	新設（18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号）

POINT 「基本的な考え方①」で中身が示されたのは、一番下の **新設部分**

同意を取ること自体に意味がない場面がある

目的外利用 (18 条 3 項) ・ 要配慮個人情報の取得 (20 条 2 項) ・ 第三者提供 (27 条 1 項)

事例 1 ホテル予約



事例 2 海外送金



POINT 利用規約・「黙示の同意」で処理してきた場면을、法律上の例外に

法律で書いた①と、規則に委ねた②



① 法律に直接規定

契約の履行のため
必要やむを得ないことが明らか

ホテル予約・海外送金はここ
(18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号)



② 規則に委任(今回の論点)

本人の意思に反しないため
権利利益を害しないことが明らか

規則で定める場合に限る
その中身を「基本的な考え方①」が提示



3 場面すべてが対象。要配慮個人情報の取得にも、外国にある第三者への提供にも効く

POINT

越境移転の同意も、この例外に当たれば不要となり得る

物差しは「自明性」テスト

本人が同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、
本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが**自明である場合**に限る

①

事業者の便利さは
理由にならない

起点は本人から見て「同意して当然」か

②

「拒否しないだろう」
では足りない

同意する意思・同意すべき立場と
いう積極評価

③

規則に書かれても
個別判断と記録

自動的に適法になるわけではない

POINT 「自明である場合」が上限。規則に広い例外を期待した設計は避ける

契約の「当事者」と「時点」を一段広げる

類型① 第三者との契約

例: 家族がまとめて宿泊予約



同行する本人は契約の当事者ではないが、提供がなければ宿泊できない

類型② 契約締結前の提供

例: 3D セキュア (本人認証)



本人の要望に応じた、契約前の必要やむを得ない提供

POINT 家族予約と 3D セキュア。GDPR49 条 1 項 (b)(c) に近い発想

自社の提供フローを 2 つの軸で棚卸しする



類型①が効く場面

当事者でない本人

旅行・宿泊の同行者、団体予約、保険の被保険者、法人契約の従業員、家族カード



類型②が効く場面

契約前の提供

与信照会、本人認証、eKYC、審査、見積り(本人の要望に応じる場合)



附帯決議 7 項(衆参):必要最小限+規則で具体的な範囲・判断基準を明記
参議院は「恣意的な判断や濫用の防止」まで明記

POINT

規則案が出る前に、自社の提供を「法律の①／規則の②／どちらでもない」に仕分ける

「同意困難」に加えて「相当の理由」

場面	同意を求めると、どうなるか
特殊詐欺・不正利用情報の事業者間共有	手口の変更・証拠隠滅を招く
カスタマーハラスメント情報の共有	更なる加害を誘発しかねない
児童虐待事案の関係機関共有	通報が発覚し、児童の危険が増す
製品事故・リコール時の連絡先共有	一人ずつ同意を取っていては安全確保が遅れる



政令・規則の委任なし → ガイドライン・Q&A で考え方が示される

POINT

共通項は「連絡はできるが、同意を求めると目的が達せられない」

使う前に、4 項目を記録に残す

- 1 法益** 生命・身体・財産／公衆衛生／児童の健全な育成のどれか
- 2 阻害関係** 同意を求めることが、法益の保護をどう妨げるか
- 3 最小限性** 共有する項目・範囲・提供先は必要最小限か
- 4 説明可能性** 判断者・判断時点・根拠資料を事後に示せるか

 理由にならない: 手間・コスト／対象者が多い／同意率が低い見込み／業務効率

POINT 事業者側の負担は理由にならない。案件ごとに記録できる形にしておく

○ 家族予約は「同意不要」の方向



規則で追加される類型①(第三者との契約)に当たる方向



まだ「方向性」

規則の条文は意見募集を経て確定する



「自明性」の枠内

宿泊に必要な範囲に限る。何でも渡せるわけではない

POINT

例外は「当然そうだね」と本人が思える範囲だけ

PART 4

連絡可能個人関連情報

2条8項・31条の2〔基本的な考え方③〕

ここで分かること

氏名も分からない情報を、
なぜ規制するのか？



この広告配信、何が問題？



⚠ 「誰か」が分からなくても、「その人に届く」情報は悪用できる

※Cookie を使う広告配信が当然に違法になるわけではない。問題は「不適正利用」と「不正取得」(31 条の 2)

POINT 「本人を識別できるか」に加え、「本人に到達できるか」を見る

出発点は「個人関連情報」(2条7項・31条)

個人関連情報の例



Cookie・広告ID



ウェブの閲覧履歴



位置情報



年齢・性別等の属性

現行 31 条:提供先で「個人データ」になる場合



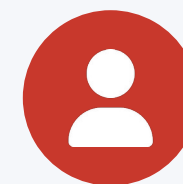
提供元

Cookie ID 等



提供先

会員データと照合



個人データに



提供元は「**本人の同意が得られていること**」を確認
(令和2年改正・2022年4月施行)

POINT

個人情報ではない。だから「比較的自由に使える」と理解されてきた

連絡可能個人関連情報は「個人情報の一部」

生存する個人に関する情報

個人情報 (2条1項)

氏名等で特定の個人を
識別できる

仮名加工情報
匿名加工情報

個人関連情報 (2条7項)

連絡可能 個人関連情報 (2条8項)

連絡手段を含むもの



個人情報にはならない

個人情報と同じ義務が全部
かかるわけではない



禁止は2つだけ

不適正利用・不正取得の禁
止(31条の2)

POINT

個人関連情報の中から「本人に届く」ものを切り出した新類型

5つの「連絡手段」



1号

所在地

住居・勤務先等
(郵便・訪問)



2号

電話番号

電話・FAX



3号

メール

メールアドレス



4号

識別する符号

Cookie ID・広告
識別子・SNSの
ID・アカウント
ID・IMEI



5号

規則で追加

今回の論点1



他の情報と 容易に照合して 上記の記述等を特定できるものも含む

POINT

識別可能性ではなく、接触可能性(届くかどうか)に着目した定義

禁止は2つだけ。焦点は4号



31条の2

禁止されるのは2つだけ

- **不適正利用**の禁止(1項)

違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法

- **不正取得**の禁止(2項)

偽りその他不正の手段による取得

- 個人情報の義務が全部かかるわけではない



論点1(2条8項5号)

5号は「受け皿」

- 具体的な追加候補は未提示
- 新しい連絡手段に法改正なしで対応
- 実務の焦点は**4号**(広告ID・SNSのID等)

POINT

「連絡等が可能となる記述等」は、後半の課徴金「対象外」判定でも鍵になる

「氏名なし」データの棚卸しから



点検 ①

営業リスト・名簿購入

電話・メール・所在地を含むリストは、取得元の適法性の確認が前提



点検 ②

IR・SRの連絡先

外部から補った連絡先、判明調査で得た情報も点検対象



点検 ③

「氏名なし」の広告データ

広告ID・Cookie・SNSのIDの取得経路と使い方を棚卸し

POINT

「連絡先だから軽い」ではなく「本人に届くから危ない」情報として管理する

PART 5

特定生体個人情報 (顔特徴データ等)

16条5項・21条の2・27条2項・35条7項〔基本的な考え方①〕

ここで分かること

顔認証カメラ、
何をどこに掲示すればいい？



個人識別符号から「特定生体個人情報」へ

個人識別符号（2条2項）

① 身体の特徴を変換した符号

顔・指紋・掌紋・虹彩・声紋・歩容・静脈・DNA

特定生体個人識別符号 （16条5項・政令）

容易に取得でき、本人が気付きにくいもの
→ 現段階は **顔特徴データ**

② 番号等

旅券番号
基礎年金番号
運転免許証番号
マイナンバー 等



特定生体個人情報

特定生体個人識別符号を含む個人情報（16条5項）



顔写真そのものではない

顔認証のために特徴を変換したデータが中心

POINT

個人識別符号の中から「気付かれずに取られる」ものを切り出した

顔のデータが持つ 3 つの性質



性質 ①

気付かれずに
大量に取得

本人が関知しないうちに、容易
に入手できる



性質 ②

一意で
変わらない

識別の効果が半永久的に続く



性質 ③

名寄せで
行動を追跡

複数地点のカメラで、網羅的に
追跡できる



現行法:利用目的の公表で取得可能。2023 年 3 月のカメラ文書・Q&A は **法令上の義務ではない**

POINT

目的は利活用の抑制ではなく、透明性の確保と本人関与の強化

対象は「顔特徴データ」だけ — なぜ？

生体データ	① 取得の費用等	② 本人の関知なく取得	評価
顔特徴データ	A 制約が非常に少ない	A 非常に高い	両方を満たす
歩容データ	C 制約が多い	A 非常に高い	① を満たさない
声紋データ	B 制約が少ない	B 高い	② が一段落ちる
虹彩・静脈・指紋・掌紋	B 制約が少ない	C 低い	② を満たさない
DNA	C 制約が多い	D 非常に低い	いずれも満たさない

出典：個人情報保護委員会「生体データの利用に関する動向調査 最終報告書」(2025 年 12 月)を基に整理

POINT 現段階の対象は顔特徴データのみ。声紋・歩容は将来の追加余地あり

取得は止めない。「知って、後から止められる」へ



POINT 取得規制は置かない。周知と停止フローの実装が遵守水準を決める

周知事項は法律に5類型、規則で+α

法律上の5類型(1項1号~5号)

- 1 事業者の名称・住所・代表者名
- 2 特定生体個人情報を取り扱うこと
- 3 利用目的
- 4 変換元の身体の特徴
- 5 開示等の請求の手続(手数料を含む)

規則に委任

6号:追加の周知事項

不安感の緩和、本人の対応の検討に資する事項

規則に委任

柱書:周知の方法

「通知」と「容易に知り得る状態」の方法

POINT 「顔認証使用中」の1枚では、5類型を満たさない

掲示は「カメラの周辺」「目に入る場所」に



カメラ・センサーの周辺に分かりやすく



検知対象者が十分認識できる場所に



施設の入口など、本人が訪れる場所に



附帯決議 9 項:機器の周辺への掲示を徹底

POINT 「HP に載せてある」では足りない。カメラの周辺と入口が基準になる

施設内と Web の「二層」で設計する

区分	書く事項の例
施設内の掲示	運用主体／利用目的／問合せ先／ Web サイトの URL ・ QR コード
Web サイト等	導入の必要性／仕組み／運用基準（登録基準・取得元・誤登録防止・保存期間）／他の事業者への提供／安全管理措置／開示等の請求の手続
掲示の場所	目線や動線を考え、人が出入りする際に目に付きやすい出入口
掲示の方法	デザイン・フォントの工夫、アイコンやイラストの活用

出典: 個人情報保護委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」(2023 年 3 月)を基に整理

POINT

施設内は「誰が・何のために・どこに問い合わせるか」、Web は運用基準まで

停止請求の例外も「自明性」で絞られる

1 9号(規則) 契約の履行等に加え「自明である場合」に限る。PART3と同じ枠

2 10号(政令) 技術進展への受け皿。法律上の9類型に「準ずる」場合に限る

3 複数事業者 商業施設等では「一元的な窓口」も想定(国会答弁)

4 照合データ 取得・保管・削除のログを残し、目的外利用を技術的に遮断

POINT 「適法に運用しているから応じない」は通らない。例外該当を個別に判断する

今から始める 4 つの準備



準備 ①

カメラの棚卸し

防犯・入退室・認証・分析の別に一覧化。
本人識別目的かを特定



準備 ②

掲示の作り直し

現状を写真で記録し、5 類型・掲示場所と
突き合わせ



準備 ③

停止請求フロー

違法性を問わない請求に、例外判断の手
順を用意



準備 ④

ベンダー・テナント契約

掲示物・停止対応・ログ保存、窓口の分担
を取り決め

POINT

カメラの棚卸し → 掲示 → 停止フロー → 契約。この順で着手

× 「顔認証カメラ作動中」だけでは足りない



周知事項は 5 類型、場所はカメラの周辺まで



これだけでは不足

「顔認証カメラ作動中」

誰が・何のために・どこに問い合わせるかが分からない



求められる方向

5 類型＋規則事項を、
入口とカメラの周辺に

施設内と Web の二層で設計

POINT

掲示は「貼ってあるか」ではなく「本人が理解できるか」で判断される

PART 6

16 歳未満の保護

40 条の 2・35 条 9 項・58 条の 3〔基本的な考え方①〕

ここで分かること

16 歳未満のデータ、
誰の同意を取り、誰に知らせる？



子供の個人情報で登場する「法定代理人」



法定代理人

親権者(通常は父母)

親権者がいない場合は未成年後見人(家庭裁判所が選任)



現行

ガイドライン・Q&Aのみ

判断能力のない子供は法定代理人等の同意。一般に「12歳から15歳までの年齢以下」



改正(40条の2)

16歳未満は
法定代理人が相手方

同意・通知・開示等の請求の相手方を原則として法定代理人に読替え



16歳以上の未成年者は40条の2の読替えの対象外。**従来のガイドラインの考え方**による

POINT

「16歳未満＝法定代理人が相手方」。窓口・画面・通知の設計が変わる

読替え・停止請求・最善の利益



40 条の 2

法定代理人への 読替え

同意・通知等の相手方を法定代理人に
例外: 16 歳未満と知らないことに正当な理由 等



35 条 9 項・10 項

利用停止等の 請求

本人・法定代理人が**違法性を問わず**請求できる
例外は法律 11 類型+政令



58 条の 3

最善の利益

事業者: 年齢・発達に応じ最善の利益を優先考慮(努力義務)
法定代理人にも考慮義務

POINT 責務は事業者と法定代理人の二層構造

読替えは「同意画面」だけの話ではない

40 条の 2 第 1 項で読み替える主な条文

18 条 目的外利用

20 条 2 項 要配慮取得

21 条 利用目的の通知

21 条の 2 顔データ周知

26 条 2 項 本人通知

27 条 第三者提供

28 条 越境移転

30 条の 2 統計特例

32 条 1 項 公表等

35 条 7 項 停止請求

+ 2 項: 個人関連情報 (31 条 1 項) の同意も法定代理人に



統計作成等の特例

こどもの公開要配慮情報は法定代理人が基準



個人関連情報

広告・データ連携の同意確認



越境移転

法定代理人への情報提供・同意

POINT

AI の学習データや広告のデータ連携にも、法定代理人対応が及ぶ

単純な「本人→法定代理人」ではない箇所

条文	読替前	読替後
18 条 3 項 7 号 等	本人の意思に反しないため権利利益を害しないことが明らか	「意思に反しないため」が落ち、 権利利益を害しないことが明らか
20 条 2 項 9 号・27 条 7 項	本人等により公開されている	公開主体の「本人」が「法定代理人」に
27 条 2 項 6 号・7 号	本人の求めに応じて提供を停止	「本人 又は その法定代理人」の求め
32 条 1 項	本人の知り得る状態に置く	法定代理人の知り得る状態に置く

POINT 18 条 3 項 7 号は「意思」の要素が落ちる。判断が客観化される

規則・政令の例外は「3つの型」で絞られる



同意不要の例外

「自明性」で絞る

同意する意思・立場があり、不測の侵害がないことが自明な場合
例: 35 条 9 項 8 号(規則)

PART3 の本人同意の例外も同じ



公開情報の例外

「公の利益」で絞る

公の利益のために公開が想定される主体に限る
例: 35 条 9 項 9 号(規則)

外国政府・国際機関等



政令のバスケット

「準ずるもの」で絞る

法律上の類型に準ずる場合に限る
例: 35 条 9 項 12 号(政令)

顔データの 10 号も同じ

POINT

どの型も、法律が書いた例外の延長線上でしか書けない

確認方法は、サービスのリスクに応じて

確認方法	確度	想定される場面
年齢帯のチェックボックス(自己申告)	低	低リスクの一般向けサービス
生年月日の入力	低～中	会員登録・アンケート一般
決済手段による間接確認	中	有料サービス・課金
保護者への到達確認(ダブルオプトイン)	中～高	こども向け・教育サービス
本人確認書類・eKYC	高	金融取引・要配慮情報

 「詐術」は法律上の例外(35条9項11号)。ただし **知り得るのにチェックだけで大人扱い** は不可

POINT 「どのサービスで確認するか」の仕分けと、判明後の社内フローが要

今から始める 4 つの準備



準備 ①

年齢基準を 16 歳未満に

把握しないサービスは「想定しない設計」へ振り分け



準備 ②

窓口を法定代理人対応に

同意画面・通知・開示・停止・オプトアウト受付



準備 ③

見落とし領域の点検

統計作成等の特例・個人関連情報・越境移転



準備 ④

最善の利益の記録

推薦・課金・利用時間の設計判断を記録。インターン等も点検

POINT

影響は同意画面にとどまらない。統計特例・個人関連情報・越境まで波及

前半の 4 つのポイント

- | | | |
|---|------------------|--|
| ① | 入口は開くが「条件付き」 | 統計作成等は 3 つの担保措置+検索で見つかる公表。働きかけ手法は除外 |
| ② | 同意不要は「自明な場合」だけ | 家族予約・3D セキュアなど類型を絞って追加。記録が前提 |
| ③ | 「識別」から「到達」と「顔」へ | 連絡可能個人関連情報は不適正利用・不正取得を禁止。特定生体個人情報には周知と停止請求 |
| ④ | 16 歳未満は法定代理人が相手方 | 同意・通知・請求の相手方を読替え。統計特例・越境移転にも及ぶ |

→ 後半: 委託先とクラウド例外／漏えい等報告・安全管理措置／オプトアウト／課徴金

POINT 使えるルートは増える。ただし「条件」と「記録」で説明できることが前提

CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021 (代表) / FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp



※ 本資料は、令和 8 年改正法（令和 8 年法律第 56 号）及び個人情報保護委員会事務局「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方」（2026 年 9 月 16 日・10 月 1 日・10 月 14 日）等に基づく一般的な情報提供であり、個別の法的助言ではありません。政令・規則・ガイドライン等の今後の整備状況をご確認ください。